



## 法テラス江差通信

●お問い合わせ 法テラス江差法律事務所 (第146号)  
TEL 050・3383・5563

### 18歳から大人、消費者トラブルには気をつけて

民法改正により、成年年齢が引き下げられました。令和4年4月から、18歳の誕生日がきたら大人です。これに伴って、18歳、19歳を対象とした消費者トラブルの発生が予想されます。今回は、消費者トラブルを避けるためのポイントをお話ししたいと思います。

18歳になったら、一人で有効な「契約」ができます。例えば、携帯電話を購入する、アパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組むなどです。未成年の場合は、親などの法定代理人の同意がない契約は、原則として取り消しができます。しかし、18歳になると、契約を取り消すことができなくなります。お金は返ってきません。契約は、口約束でも成立します。責任は重いのです。トラブルとして、ダイエツトサプリメントの定期購入、美容関係（無料エステ体験後、雰囲気のもまれて高額なコースを契約する）、もうけ話（情報商材、マルチ商法、暗号資産）があります。友人に誘われて断り切れないまたは内容を十分に理解しないまま契約してしまうことが多いです。そこで、18歳、19歳の皆さんに

は、まず契約をする前に、信頼できる人に相談していただきたいです。悪徳業者は、未成年者が成年になるのを待っています。一人で決めるのが大人ではありません。分からないことは調べたり、相談したりするのが大人への第一歩です。

そして、トラブルに巻き込まれたと思ったら、消費者ホットライン188（いやや）に電話をしましょう。最寄りの消費生活センターにつながります。もちろん法テラス江差へもお気軽にご相談ください。

なお、民法の成年年齢は18歳になりましたが、お酒、たばこ、公営競技（競馬、競輪など）の年齢制限は20歳のままです。ご注意ください。

相談のご予約は050-133-8315563までお願いします。  
**(法テラス江差 弁護士 松田 明子)**



## 道立江差病院だより ☎52-0036

### 外来診療体制・6月の診療予定

整形外科	午前	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日
	午後	水曜日と金曜日（午前、午後診察いずれも完全予約制）
循環器内科	午前	月曜日から金曜日
	午後	月曜日と金曜日
総合診療内科	午前	月曜日から金曜日（午前11時までの受付） （なお、月曜日は午前10時から診察）
	午後	水曜日（午前11時までの受付） （再診のみ、完全予約制） 月曜日と2日（水）・16日（木）
消化器内科	午前	金曜日
	午後	木曜日
呼吸器内科	午前	3日（金）・17日（金）
	午後	火曜日から木曜日
総合診療（外科）	午前	10日（金）のみ（午前11時までの受付）
	午後	月曜日から金曜日 火曜日と木曜日（午後3時～午後4時の受付）
小児科	午前	月曜日から金曜日
	午後	火曜日と木曜日
泌尿器科	午前	月曜日から金曜日
	午後	木曜日
精神科	午前	月曜日から金曜日（初診は完全予約制）
	午後	6日（月）・7日（火）・20日（月）・21日（火） 6日（月）・20日（月）
産婦人科	午前	1日（水）・7日（火）・8日（水）・16日（水）・21日（火）・30日（水） （午前11時までの受付）
	午後	15日（水）・29日（水）
耳鼻咽喉科	午前	9日（水）・30日（水） （予約以外の初診受付午前11時まで）
	午後	1日（水）・15日（水）・22日（水） コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。
眼科	午前	火曜日
	午後	

診療日は予定であり変更になる場合もあります。事前に病院にご確認の上、受診してください。  
※診療受付時間  
午前…8時00分～11時30分（初診の方は、午前9時00分～）  
午後…1時00分～2時30分  
予約受付時間（定期患者のみ）午後1時00分～午後4時00分

### ピロリ菌について その2



内科認定医 沼田 泰尚

ピロリ菌は、胃がん、慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍といった疾患に関連しています。ピロリ菌に感染していると、胃に炎症が起こります。感染が長く続くと胃粘膜が弱り、食事やストレスによる影響を受けやすくなります。また、胃粘膜にピロリ菌の感染が広がり、慢性胃炎となります。さらにそれが長期間続くと、胃粘膜が萎縮していき萎縮性胃炎という状態になります。胃粘膜の萎縮は胃潰瘍や十二指腸潰瘍、胃がんを引き起こしやすい状態を作り出していると考えられます。ピロリ菌感染のない人から胃癌になった人はいなかったという研究結果などから、ピロリ菌は胃がんの発癌因子と認定されています。

ピロリ菌は、内服薬で除菌することができます。除菌により関連する病気が改善したり予防したりできる場合があるため、ピロリ菌感染者のすべてに除菌療法を受けることが強く勧められています。食欲不振、胃もたれ、胃の不快感、吐き気、胃の痛みなど、胃の疾患を疑うような症状がある際には、ピロリ菌感染の検査を行うことが検討されます。基本的には内視鏡検査で胃炎と診断されてから、検査でピロリ菌の感染を確認し、感染していれば除菌を行うことになります。感染が確認されれば除菌が検討されますが、保険診療における除菌治療には制約がありますので、詳しくは医療機関で御相談ください。

